



要望書第 23 号

持参

栗東市市議会

議長 三木 敏嗣 様

令和3年9月2日

草津小売酒販組
理事長 北田



飲食店等に対する休業要請に伴い影響を受ける
酒類販売事業者への協力金の支給を求める要望書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済を支えるあらゆる事業者にかつてないほどの深刻な影響を及ぼしており、私たちのような小規模事業者は経営の存続や従業員の雇用維持など不安を抱えたまま商売を営んでいる状況です。

こうした中、滋賀県にも緊急事態宣言が発令され「酒類を提供する飲食店等」に休業要請が行われております。措置により飲食店業界の打撃は深刻なものになると容易の想像できますが、その「酒類」を飲食店に納入する小売酒販店の経営も計り知れないダメージを受けることは間違いありません。

感染防止対策として、「酒類を提供する飲食店」に休業要請が行われた事で酒類を納品できない私たちも滋賀県の要請に協力しております。滋賀県は酒類の提供を停止した飲食店と取引する酒類販売事業者への支援金を経営の影響度(減少幅)に応じて月額上限個人事業者は10万円(50%以上減)20万円(70%以上)30万円(90%以上減)、中小法人事業者は20万円(50%以上減)40万円(70%以上)60万円(90%以上減)の3区分を設けて頂きましたが、昨年からの新型コロナウイルス感染症の発生以来「酒類提供」の場が制限を受け小規模事業者の経営基盤は弱体化している中での緊急事態宣言で国や県の支援金だけでは店の継続どころか存続すら危うられています。

「まちの酒屋」を助けるためにも緊急の財政支援を切望します。

すでに東近江市では8月26日に本年度一般会計予算の予備から酒類販売停止に伴う市内飲食店と酒類販売事業者に一事業者あたり30万円を支給する支援事業を決定されております。(8月26日京都新聞より)また、滋賀県に対しましては、滋賀県小売酒販組合連合会より6月9日に要望書を提出しており(別紙参照)滋賀県下7地区組合(草津、大津、水口、近江八幡、彦根、長浜、今津)でも各市長に要望しております。

【緊急要望】

1. 栗東市内の酒類販売事業者に対し「地方創生臨時交付金」等を活用した支援を速やかに実行するよう強く要望します。
2. 滋賀県に対し酒類を飲食店に納入する小売酒販店に対しても飲食店と同様の協力金を支給するよう強く要望していただきたい。

滋賀県小売酒販組合連合会の組織および活動内容

県下税務署管内別に 別紙① 7地区単位組合から構成される組織で活動内容は 別紙②の通りであります。

上部組織は全国小売酒販組合中央会で全国都道府県に46の連合会と地区組合400、組合員数約4万人で構成されております。

滋賀県小売酒販組合連合会では、滋賀県アルコール健康障害対策推進基本計画に基づく滋賀県アルコール健康障害対策推進会議、また、平成28年3月に施行された「近江の地酒でもてなし・その普及を促進する」条例に基づく「近江の地酒もてなし普及促進協議会」の委員として活動させて頂いております。

また、昨年におきましては県の支援により近江の地酒等販売促進支援事業で#街の酒屋を応援します GoTo 滋賀酒キャンペーンを実施致しました。

連携事業としては、毎年滋賀県酒造組合、卸業者株式会社エスサーフと10月に「滋賀地酒一万人乾杯プロジェクト」を実施しております。

毎年4月には20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーンを実施、当連合会と7地区組合が主催で滋賀県、他関係省庁、各団体、メーカー後援のもと草津駅前(令和2年、3年はコロナ禍で中止)で街頭キャンペーンを行っております。

昨年2月には県観光振興局の支援で草津近鉄百貨店で開催されました滋賀フェアの Siga'sBar草津コーナーで地酒の販売をさせて頂きました。

別紙①

滋賀県小売酒販組合連合会の役員構成

役職	氏名	所属組合
会長	山中 正一	水口
副会長	北田 勇	草津
理事	馬場 茂喜	近江八幡
理事	三津川 進	大津
理事	漣 泰寿	長浜
監事	安藤 勝利	彦根
監事	松本 重男	今津

各地区組合

名称	住所	電話・FAX番号	組合員数
大津小売酒販組合	520-0846	T 077(534)1788	53
理事長 三津川 進	大津市富士見台14-8	F 077(534)1789	
草津小売酒販組合	525-0034	T 077(562)0409	62
理事長 北田 勇	草津市草津2丁目14-41	F 077(565)8789	
水口小売酒販組合	528-0035	T 0748(62)0296	70
理事長 山中 正一	甲賀市水口町名坂157	F 0748(62)0519	
近江八幡小売酒販組合	523-0828	T 0748(32)5707	75
理事長 馬場 茂喜	近江八幡市宮内道の下182-4 たばこ会館内1F	F 0748(32)5729	
彦根小売酒販組合	522-0081	T 0749(24)0288	62
理事長 安藤 勝利	彦根市京町3丁目8-21	F 0749(24)0288	
長浜小売酒販組合	526-0061	T 0749(63)1510	78
理事長 漣 泰寿	長浜市祇園町158-1	F 0749(63)1510	
今津小売酒販組合	520-1621	T 0740(22)3420	28
理事長 松本 重男	高島市今津町今津264	F 0740(22)3420	
			428

滋賀県下の酒類販売場数 令和2年3月末 小売 1928 場

2021
10.2
sat

滋賀地酒10,000人乾杯プロジェクト

主催：滋賀の地酒を愛し育てる会
(滋賀県酒造組合 / 滋賀県酒販協同組合連合会
株式会社エスサーフ)
後援：滋賀県



©mais

家飲み！リモート飲み会！大歓迎

10月2日(土)19時30分 “滋賀の地酒”で一斉乾杯

今年は更に美味しく、ブレンドで魅せます

滋賀33歳オリジナルブレンド酒

乾杯イベントを生中継 滋賀酒カクテル実演も

YouTubeにてカウントダウン生配信

〈URL <https://shiga-jizake.net/festa/kanpai2021>〉

詳しくは
こちら



別紙②

小売酒販組合

法律に基づく団体として行政と連携

小売酒販組合は、酒類小売業者のために、酒類業組合法に基づき設立された唯一の団体です。

財務省や国税庁などの中央省庁、税務署の施策への協力を行うなど、緊密な連携、協力関係を持っています。

地域との繋がりが生まれ・深まる活動

小売酒販組合は、地域の中心的な存在として、地域に根差した様々な社会貢献活動をしています。事業規模、事業業態に関わらず、酒類小売業者が地域のなかで行う活動は、組合員同士はもちろん、地域住民との繋がりをつくります。

街のためにできることを—それが私たちの思い、私たちらしさです。

法律で定められた各種表示等の周知・徹底

未成年者飲酒防止の観点から、酒類を扱う販売場では様々な表示や掲示の業務があります。

小売酒販組合では、これら法律の周知や適切な指導や、組合員からの相談を受け付けています。また、酒類小売業者のみなさまの一番身近なコンサルタントとして、帳簿の記帳や各種手続きをしっかりサポートしています。

業界の発展と地域のためにいま私たちができること

全国小売酒販組合中央会、連合会、小売酒販組合では、全国一丸となり組合員の声を立法院、行政府に届ける活動をしています。

平成 26 年 6 月「健全な飲酒環境の整備に関する請願」採択

平成 28 年 5 月「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合法に関する法律の一部を改正する法律」成立

業界にとって、社会にとって何が必要なのか、それを考え、行動するのが私たちの仕事です。組合員一人ひとりのために、そして社会に対し、より大きな貢献をするために「動く」小売酒販組合であり続けます。

実行力と達成力がここにはあります。